

# 令和4年度須崎市職員採用資格試験要項

## 1. 職種、職務内容及び採用予定人員

職種	職務内容	採用予定人員
事務職（社会人経験者）	行政事務一般に関する業務	2名程度
保健師	保健師に関する専門的業務	3名程度
土木技術職 （社会人経験者）	土木に関する技術的業務	若干名
建築士	建築に関する技術的業務	1名

## 2. 受験資格

職種	受験資格
事務職 （社会人経験者）	<p>（1）昭和57年4月2日以降に生まれた者</p> <p>（2）民間企業などにおける職務経験を有する者 （大学院（修士・博士）終了後3年、大学卒業後5年、短大・高専・専門学校卒業後7年、高等学校卒業後10年以上の職務経験）</p> <p>ア. 「民間企業などにおける職務経験」には、会社員、団体職員、公務員等として、一つの企業または団体等で1年以上継続して就業（1週間あたりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。 （契約社員、派遣社員、臨時職員、アルバイト等は除く。）</p> <p>イ. 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。</p> <p>ウ. 休暇・休業・退職などのため、連続して1月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。</p> <p>エ. 最終合格発表後、職歴証明書を提出していただきます。職務経験などが証明できない場合、採用されないことがあります。</p>
保健師	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者または、令和5年3月31日までに免許を取得見込みの者。ただし、免許を取得見込みの者にあつては令和5年3月31日までに免許が取得できなかった場合は採用できません。
土木技術職 （社会人経験者）	<p>（1）昭和63年4月2日以降に生まれた者</p> <p>（2）民間企業などにおける土木事業の測量設計の実務経験を有する者 （大学院（修士・博士）終了後1年、大学卒業後2年、短大・高専・専門学校卒業後3年、高等学校卒業後4年以上の職務経験）</p> <p>ア. 「民間企業などにおける土木事業の測量設計の実務経験」には、会社員、団体職員、公務員等として、一つの企業または団体等で1年以上継続して</p>

	<p>就業（1週間あたりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。</p> <p>（契約社員、派遣社員、臨時職員、アルバイト等は除く。）</p> <p>イ. 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。</p> <p>ウ. 休暇・休業・休職などのため、連続して1月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。</p> <p>エ. 最終合格発表後、職歴証明書を提出していただきます。職務経験などが証明できない場合、採用されないことがあります。</p>
建築士	<p>昭和51年4月2日以降に生まれた者で、一級建築士の国家資格を有する者又は令和5年3月31日までに資格取得見込みの者。ただし、資格を取得見込みの者にあつては令和5年3月31日までに資格が取得できなかった場合は採用できません。</p>

※採用後、市内に居住することを原則とする。

※日本国籍を有しない者及び地方公務員法第16条に定められている次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3. 試験日時及び場所

#### (1) 第1次試験

日 時：令和4年7月10日（日）

場 所：須崎市総合保健福祉センター

試験科目：一般教養試験（高校卒業程度）、適性検査

試験科目	概要	時間
一般教養試験	一般教養（文章理解・判断推理・数的推理、資料解釈能力及び社会、人文、自然に関する一般知識）	120分
事務適性検査	職員として必要な事務適性等を有するかどうかについての検査	10分
職場適応性検査		20分

#### (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、別途指定する日時・場所で行います。

#### 4. 合格発表

区 分	時 期	場 所
第 1 次試験合格者	7 月下旬	合格者の受験番号を本庁の掲示板及び須崎市ホームページに掲載します。 ( <a href="https://www.city.susaki.lg.jp">https://www.city.susaki.lg.jp</a> ) また、受験をされた方に、試験の結果について、文書でも通知します。
第 2 次試験合格者	8 月中旬	

※第 1 次・第 2 次試験合格発表日は、それぞれの試験の際にお知らせします。

#### 5. 採用等

##### (1) 採用の時期

採用は、原則として令和 5 年 4 月 1 日ですが、欠員等の状況により、採用可能な人については、それ以前に採用されることがあります。

##### (2) 2 次合格から採用までのスケジュール

2 次合格者に対しては、文書で入庁意思の確認を行います。この意思の確認において、「採用辞退」の回答があった場合または期限内に回答が無い場合は、採用される資格を失います。採用辞退などがあった試験区分に限り、合格者の追加発表を行うことがあります。

#### 6. 受験手続

##### (1) 申込書受付

令和 4 年 5 月 9 日（月）から令和 4 年 6 月 1 0 日（金）まで

申込書は、上記期間の土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 3 0 分から正午、午後 1 時から午後 5 時 1 5 分まで総務課人事係で受け付けます。

なお、郵送による申込みは令和 4 年 6 月 1 0 日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

##### (2) 申込方法

ア. 申込書に必要事項を記入し、写真欄 2 カ所 に写真（同じ写真）を貼って、受付期間内に総務課人事係まで提出してください。

以下のウ. の電子申請サービスによる申込をされる場合は、申込書の写真欄 2 カ所 に写真データ（同じ写真）を貼付のうえ、申込をお願いします。

イ. 郵便による受験申込の場合は、封筒の表に「採用資格試験受験」と朱書きし、必ず簡易書留で郵送してください。（返信先を明記のうえ 8 4 円切手を貼った返信用封筒 （定型） を必ず同封してください。）

ウ. 【須崎市】電子申請サービスに接続を行い、接続後は順に入力を行い、手続きを進めてください。なお、入力等の際して、何かご不明な点等ありましたら、下記の問い合わせ先まで電話でお問い合わせください。（なお、入力等の際してのお問い合わせは、申込書受付期間の土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 3 0 分から正午、午後 1 時から午後 5 時 1 5 分ま

でとなります。)

【須崎市】電子申請サービス URL

[https://s-kantan.jp/city-susaki-kochi-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=3030](https://s-kantan.jp/city-susaki-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3030)

(3) 申込書の請求等

ア. 申込書の配付場所 総務課人事係

イ. 須崎市ホームページからもダウンロードができます。

ウ. 郵送による申込書の請求は、封筒の表に受験する職種名とあわせ「受験申込書請求」と朱書し、返信先を明記のうえ 84 円切手を貼った返信用封筒(定型)を必ず同封し、総務課人事係まで請求してください。

【問い合わせ先】

〒785—8601

高知県須崎市山手町1番7号

須崎市役所 総務課 人事係

TEL (0889) 42-3791